

プロサッカー選手の契約、登録及び移籍に関する規則改正

加筆 _____ 修正 ; _____ 削除 ; _____

現規則	改正案	備考
<p>1-5 外国籍選手</p> <p>① 登録数</p> <p>外国籍選手の登録可能人数に関しては以下のとおり定める。</p> <p>(1) Jリーグ以外のチーム</p> <p>プロ契約を締結した外国籍選手の登録は1チームにつき3名以内とする。ただし、下記イ又はロに該当する場合は、この3名を超えて登録できるものとするが、いずれの場合も、外国籍選手の登録人数の総数は5名を超えてはならない。</p> <p>イ. アマチュア選手</p> <p>ロ. プロC契約でかつ、当該登録年度の2月1日の前日における年齢が20歳未満の選手</p> <p>(2) Jリーグのチーム</p> <p>プロ契約を締結した外国籍選手の登録は1チームにつき3名以内とする。ただし、下記イ、ロ、ハ又はニに該当する場合は、この3名を超えて登録できるものとするが、いずれの場合も、外国籍選手の登録人数の総数は5名を超えてはならない。</p> <p>イ. アマチュア選手</p> <p>ロ. プロC契約でかつ、当該登録年度の2月1日の前日における年齢が20歳未満の選手</p> <p>ハ. アジアサッカー連盟(AFC)加盟国の国籍を有する選手(ただし1名のみ)</p> <p>ニ. Jリーグが別途定める国の国籍を有する選手</p>	<p>1-5 外国籍選手</p> <p>① 登録数</p> <p>外国籍選手の登録可能人数に関しては以下のとおり定める。</p> <p>(1) Jリーグ以外のチーム</p> <p>プロ契約を締結した外国籍選手の登録は1チームにつき3名以内とする。ただし、下記イ又はロに該当する場合は、この3名を超えて登録できるものとするが、いずれの場合も、外国籍選手の登録人数の総数は5名を超えてはならない。</p> <p>イ. アマチュア選手</p> <p>ロ. プロC契約でかつ、当該登録年度の2月1日の前日における年齢が20歳未満の選手</p> <p>(2) Jリーグのチーム</p> <p>プロ契約を締結した外国籍選手の登録は1チームにつき5名以内とする。<u>ただし、Jリーグが別途定める国の国籍を有する選手についてはこの限りではない。</u></p>	<p>Jリーグの外国籍選手枠を拡大する。</p>

(中略)

9. 改正

本規則の改正は、本協会の理事会の決議に基づきこれを行う。

10. 施行

本規則は、2014年 2月1日より施行する。

11. 改正

2012年11月22日

2012年12月20日

2013年12月19日 (2014年2月1日施行)

2014年12月18日

2015年 3月12日

2015年12月17日 (2016年2月1日施行)

(中略)

9. 適用除外

本規則のうち、統一契約制度（プロA契約、プロB契約、プロC契約に基づく制度）、トレーニング費用（第6条）、トレーニングコンペンセーション（第7条）および支度金（第8条）に関する規定は、女子の選手については適用しない。

10. 改正

本規則の改正は、本協会の理事会の決議に基づきこれを行う。

11. 施行

本規則は、2014年 2月1日より施行する。

12. 改正

2012年11月22日

2012年12月20日

2013年12月19日 (2014年2月1日施行)

2014年12月18日

2015年 3月12日

2015年12月17日 (2016年2月1日施行)

2016年12月 8日 (2017年2月1日施行)

女子選手についての各種ルールの適用除外を明示的に示す。